ＵＡゼンセン 日本介護クラフトユニオン規約

第１章 総 則

第１条（名 称）

この組合は、ＵＡゼンセン日本介護クラフトユニオンと称し、略称をＮＣＣＵ （ＮＩＰＰＯＮ ＣＡＲＥＳＥＲＶＩＣＥ ＣＲＡＦＴ ＵＮＩＯＮ・以下本規約では略称を使用する）という。

第２条（所在地）

ＮＣＣＵの本部は、東京都港区芝２―２０―１２「友愛会館」におく。

第３条（法人格）

ＮＣＣＵは、法人とする。

第２章 目的と事業

第４条（目 的）

ＮＣＣＵの目的は、次のとおりとする。

（１）ＮＣＣＵの運動方針の基本および決議の実現をはかること

（２）組織の強化と拡大につとめ、組合員の労働条件を改善し、雇用の安定と権利を守ること

（３）労使関係の民主化を促進し、組合員の経済的、社会的地位の向上をはかり、民主的労働運動の健全な発展を期すること

第５条（事 業）

ＮＣＣＵは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）労働条件の維持改善向上に関する事項

（２）労働協約の締結、改善ならびに政策・制度の改善に関する事項

（３）福利厚生、相互扶助、共済事業に関する事項

（４）産業政策の立案と実現に関する事項

（５）労使関係の確立、産業民主主義の促進に関する事項

（６）組合員の教育・啓発、指導者の養成ならびに広報活動に関する事項

（７）労働者の文化の向上に関する事項

（８）政治、経済、社会などの諸事情調査、研究に関する事項

（９）未組織労働者の組織化ならびに労働運動の発展に関する事項

（10）自由・平等・公正な社会実現のための政治活動に関する事項

（11）職業斡旋事業に関する事項

（12）その他、目的達成に必要な事項

第３章 組 織

第６条（組織範囲）

ＮＣＣＵは、介護産業ならびにこれに関連する事業に働くものを持って組織する。

ただし、次の者は組合員になることができない。

（１）労働組合法により組合員となれないもの

（２）その他ＮＣＣＵで決定したもの

第７条（加盟の単位）

加盟の単位は、個人とする。

第８条（上部団体）

ＮＣＣＵは、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟、総称、ＵＡゼンセンに加盟する。

第９条（総支部・分会）

ＮＣＣＵに総支部および分会をおくことができる。総支部は本部直轄機関とする。分会は総支部の下に活動を行う。総支部、分会の運営は、別に定める規則による。

第４章 組合員の資格

第１０条（加入と脱退）

組合員のＮＣＣＵへの加入・脱退は、次の手続きによる。

１．ユニオンショップ制度による組合員の場合

組合員加入日と脱退日

加入日は本人の在籍する企業に入社した日とする。

脱退日は、本人の在籍する企業から退職した日とする。

２．個人加入制度による組合員の場合

（１）組合員加入日と脱退日

加入日は本人の組合費がＮＣＣＵに納入された日とする。

脱退日は、本人よりＮＣＣＵへの脱退届の日付日とする。

（２）組合員の組合費未控除による脱退日および再加入日

本人の組合費が、ＮＣＣＵに納入されてから６１日を経過してもつぎの組合費が納入されないときは最後の組合費の納入日から３０日を経過した日をもって脱退日とする。なお、組合費の納入が再開された場合は、本人の組合費がＮＣＣＵに再度納入された日をもって、再加入日とする。

３．共済給付資格については、別に定める「共済規則」による。

第５章 権利と義務

第１１条（権利の保障）

組合員は、次の権利が保障される。

（１）何人も、いかなる場合においても国籍、人種、宗教、性別、門地または身分によって組合員としての資格をうばわれることはない。組合員は、正当な手続を経ないで、除名または制裁されることはない。

（２）組合員は、この規約のもとに平等に扱われ、ＮＣＣＵへの加盟から生ずる利益を公平に受ける。

第１２条（権 利）

組合員は、次の権利を有する。

（１） ＮＣＣＵの行事に参加し、利益を得ること

（２） 役員、その他あらゆるＮＣＣＵ代表者の選挙権、被選挙権を有すること

（３） 定められた会合に出席して、発言し議決に加わること

（４） 各機関と役員の行動について報告を求め、自由に意見を表明すること

（５） 役員が任務を怠ったり、またはＮＣＣＵの利益に反する言動があった時は、正当な方法によりこれを批判し、または解任すること

（６） ＮＣＣＵ備え付けの会計帳簿を閲覧すること

（７） ＮＣＣＵのすべての問題に参与すること

第１３条（義務）

組合員は、次の義務を負う。

（１） ＮＣＣＵの規約、規則ならびにＮＣＣＵの機関の決定事項を遵守すること

（２） 定められた組合費および賦課金を納入すること

（３） ＮＣＣＵの指示による業務の執行について報告すること

（４） 定められた会議および行事に出席すること

第6章 機 関

第１４条（機関の種類）

ＮＣＣＵに次の機関をおく。

（１）大会

（２）中央委員会

（３）中央執行委員会

第１５条（機関の表決）

各機関の決議は特に定めるものを除き出席者の過半数をもって決定する。

第１節 大 会

第１６条（大会の構成および権限）

大会は、ＮＣＣＵの最高決議機関であり、総支部の組合員に選出された代議員および役員で構成する。

第１７条（代議員の選出）

代議員は、所属する総支部ごとの組合員による直接無記名投票により選出する。

２．代議員数は、総支部単位に、別に定める基準により決定する。

第１８条（大会の開催と招集）

定期大会は、毎年１回原則として１０月に開催する。会長は、中央執行委員会の議を経て、大会の４５日前までに、日時、場所、主要議題を示し、組合員に告示する。

２．臨時大会は、次の各号に該当するとき、会長が招集する。

（１） 中央執行委員会が必要と認めたとき

（２） 中央委員会の議決で開催を請求したとき

（３） 組合員の３分の１以上が議題を提示して開催の請求があったとき

（４） 役員の弾劾のため、招集を必要とするとき

３．前項で臨時大会の必要が生じたとき、会長は、３０日以内に招集しなければならない。

第１９条（大会の成立）

大会は、代議員総数および役員の3分2以上の出席で成立する。

第２０条（表決の方法）

大会の議事は、出席代議員の過半数の賛否によって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

ただし、次に定める議事は、直接無記名投票による。

(1)出席代議員の3分の2以上かつ招集代議員の過半数によって決定する付議事項

１）同盟罷業に関する事項

２）規約の改正に関する事項

３）上部団体への加盟または脱退

４）ＮＣＣＵの合併または解散

(2)出席代議員の過半数以上の賛成によって決定する付議事項

統制違反の上訴審

第２１条（発言権と表決権）

大会の代議員は、議事について発言権と表決権がある。

ただし、制裁の対象となっている組合員である代議員は、その事案に関する処分決定の表決権はない。

２．議長は、表決権はない。

３．役員は、議事の発言権はあるが、表決権はない。

第２２条（大会の付議事項）

大会の付議事項は、次のとおりとする。

（１）活動報告

（２）会計報告

（３）活動方針

（４）予算

（５）役員の選出

（６）綱領、運動の基本の改廃

（７）規約の改正に関する事項

（８）上部団体への加盟または脱退

（９）同盟罷業に関する事項

（10）役員権の弾劾

（11）統制違反の上訴審

（12）ＮＣＣＵ共済に関する事業

（13）ＮＣＣＵの合併または解散

（14）その他重要な事項

２．前項の第１号から第５号は、定期大会に付議しなければならない。

第２節 中央委員会

第２３条（中央委員会の構成）

中央委員会は大会に次ぐ決議機関であり、中央委員および役員をもって構成する。

第２４条（中央委員の選出）

中央委員は、総支部単位ごとに別に定める基準により選出する。

第２５条（中央委員会の招集）

中央委員会は、原則として毎年１回開催する。会長は、中央執行委員会の議を経て、中央委員会の４５日前までに、日時、場所、主要議題を示し、組合員に告示する。

２．前項のほか、次の各号に該当するとき、会長は、臨時中央委員会を招集する。

（１）中央執行委員会が必要と認めたとき

（２）組合員の２分の１以上から議案を提示して開催の請求があったとき

第２６条（中央委員会の付議事項）

中央委員会の付議事項は、次のとおりとする。

（１）活動の中間報告

（２）会計の中間報告

（３）予算の補正、賦課金に関する事項

（４）統制、制裁に関する事項

（５）規則、規程の制定と改廃

（６）特任中央執行委員の選出

（７）規約で定められた事項および中央委員会に付議することを中央執行委員会で決定した事項

（８）大会付議事項以外の重要事項

第２７条（中央委員会の成立）

中央委員会は、中央委員総数および役員の３分の２以上の出席で成立する。

第２８条（議事の表決）

中央委員会の議事は、出席中央委員の過半数の賛否によって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

ただし、第２６条４号については、直接無記名投票により出席中央委員の過半数以上の賛成によって決定する。

第３節 中央執行委員会

第２９条（中央執行委員会の権限と構成および開催）

中央執行委員会はＮＣＣＵの執行機関であり、会計監査を除く役員をもって構成し、会長が随時これを招集する。

２．中央執行委員会は、執行業務について協議する。

３．中央執行委員会は、その議決によって、大会ならびに中央委員会に議案を提案する。

４．中央執行委員会は、構成員の３分の２以上が出席することによって成立する。

第４節 中央闘争委員会

第３０条（中央闘争委員会の設置）

ＮＣＣＵは、中央委員会の議決により中央闘争委員会を設置することができる。

第７章 特別委員会・専門委員会

第３１条（特別委員会・専門委員会）

ＮＣＣＵは、活動の円滑な推進をはかるため、特別委員会・専門委員会を設置することができる。

特別委員会・専門委員会の構成と運営、その他必要な事項は、中央執行委員会で定める。

（１）特別委員会は、中央執行委員会の執行業務の遂行について、特別の問題の調査研究または立案を行い、中央執行委員会の諮問に応じるため設置される委員会とする。

（２）専門委員会は、専門分野の活動推進について、計画を立案し、中央執行委員会の諮問に応じるため常設される委員会とする。

（３）特別委員会・専門委員会は構成員の過半数の出席をもって成立する。

第８章 ＮＣＣＵの代表者

第３２条（代表者の選出）

ＮＣＣＵの代表者として上級団体、またはその他に代表者を選出するときは、中央執行委員会で選出する。

第３３条（代表権の行使）

ＮＣＣＵを代表するものが代表権を当該事項について行使するときは、中央執行委員会の議決または事後承認をもとめなければならない。

第９章 役 員

第３４条（役員の種類）

ＮＣＣＵに次の役員をおく。

（１）会長 １ 名

（２）副会長 若干名

（３）事務局長 １ 名

（４）副事務局長 若干名

（５）常任中央執行委員　若干名

（６）中央執行委員 若干名

（７）特任中央執行委員　若干名

（８）会計監査　 若干名

（９）参与　若干名

（１０）顧問　若干名

２．第１項の若干名とした役員の定数は、中央執行委員会で確認し決定する。
若干名とした役員は、任務と総支部・支部活動を考慮して決定する。
（１）副会長は、第３４条（２）によるところと組織体制を考慮して決定する。
（２）副事務局長は、本部部門長および西日本事務所長とする。
（３）常任中央執行委員は、本部業務担当責任者とする。
（４）中央執行委員は、総支部単位で選出する。
総支部ごとの組合員数10,000名未満　1名/10,000名以上　2名
（５）特任中央執行委員は、上部団体のＵＡゼンセン東京都支部から1名とする。
（６）会計監査は、複数とし会計規模を勘案して決定する。
（７）参与は、第40条による。
（８）顧問は、第40条による。

第３５条（役員の任務・権限）
役員の任務および権限は、次のとおりとする。
（１）会長は、ＮＣＣＵを代表し、組織全体を統括する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
（３）事務局長は、会長の命により、書記局を統括し、業務の管理遂行をはかる。
（４）副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある場合はその職務を代行する。
（５）常任中央執行委員は、執行業務に参画し、本部業務または部門業務を担当する。
（６）中央執行委員は、執行業務に参画し本部・総支部業務を担当する。
（７）特任中央執行委員は、中央執行委員会の構成員とする。但し、議決権は有しないものとする。
（８）会計監査は、会計業務を監査し、監査結果を大会・中央委員会に報告する。
（９）参与は、ＮＣＣＵの要請に応じて諸機関に出席して意見を述べることができる。
（１０）顧問は、中央執行委員会に出席し、意見を述べることができる。

第３６条（役員の職務）
役員（特任中央執行委員、会計監査、参与、顧問を除く）は、執行業務について連帯責任を有し、大会ならびに中央委員会に責任を負う。
２．役員（特任中央執行委員、会計監査、参与、顧問を除く）は、総支部、分会等の各級機関の会議に出席し、執行業務について必要な報告をする義務がある。
３．役員は、任期満了または辞任したときでも、後任者が決定し、業務の引継ぎが完結するまでは、その職務を行う。
４．役員は、代議員または中央委員を兼ねることができない。
５．役員は、各級機関においてＮＣＣＵの役員としての職務執行について、その権限を他の者に委任することができない。
第３７条（役員の任期）
役員の任期は、２年とする。ただし、再選を妨げない。
２．役員の任期は、定期改選された定期大会から翌々年の定期大会までとする。

３．役員に欠員が生じたときは、大会で補充する。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

４．役員（特任中央執行委員を除く）は、その任期中でも第２２条の規定による弾劾のための信任投票において信任されなかったときはその職を失う。

第３８条（役員の選出）

役員は、大会において、代議員の直接無記名投票により、ＮＣＣＵの組合員およびUAゼンセンの役員、職員の中より選出する。

２．役員選挙において候補者が定員を超えないときは、直接無記名投票による信任投票とすることができる。

３．前項までにかかわらず、特任中央執行委員は会長が推薦した候補者を大会の議決を経て選出する。

４．第１項に係わらず、ＮＣＣＵの書記局員は会計監査に選出される資格を有さない。

第３９条（特任中央執行委員）

特任中央執行委員に欠員が生じたときは、中央委員会の議決を経て選出することができる。

第４０条（参与および顧問）

ＮＣＣＵに参与および顧問をおくことができる。参与は、ＮＣＣＵから出向し上級団体の役・職員就任期間中に大会の議決を経て会長が任命する。顧問は、大会の議決を経て会長が委嘱する。

２．参与および顧問は、ＮＣＣＵの要請に応じて、諸機関に出席して意見を述べることができる。顧問は、会長の諮問に応じる。

３．参与の任期は、出向期間の満了または役職員でなくなったときまでとする。

４．顧問の任期は、第３７ 条第１項２項の規定を準用する。

５．顧問の委嘱基準については別に定める。

第４１条（選挙規則への委譲）

役員選挙に関する必要事項は、選挙規則で別に定める。

第１０章 役員の弾劾

第４２条（役員の弾劾）

役員が、次の各号に該当するときは、弾劾される。

（１）規約、大会または中央委員会の決定に違反する行為をしたとき

（２）重大な任務を怠り、ＮＣＣＵの名誉を著しく傷つける行為をしたとき

第４３条（請求の手続）

役員の弾劾請求の手続きは、組合員の３分の１以上の連署をもって、会長に大会を招集し、これを付議することを請求することができる。

２．大会中にこの請求をするときは、出席代議員の３分の１以上の連署をもって、議長に請求する。

３．この請求の連署をするときは、証拠資料を添付して文書で請求しなければならない。

第４４条（大会招集）

前条第１項による大会開催の請求があったとき、会長は、大会を招集しなければならない。

第４５条（役員の弾劾のための信任投票）

役員の弾劾については、大会において代議員の直接無記名投票による信任投票によってこれを決定する。

２．信任投票において、総投票数の過半数の信任があったときは、大会は、弾劾の請求を棄却したものとする。

第４６条（弁明の機会）

役員の弾劾をするときは、大会において当該役員または当該の役員のために意見を述べる者に弁明の機会を与えなければならない。

第１１章 表彰および制裁・統制

第４７条（表 彰）

組合員が、次の各号に該当するときは、中央執行委員会の議を経て、大会で会長が表彰する。

（１）ＮＣＣＵの発展にとくに功労のあったとき

（２）ＮＣＣＵの名誉を高める行為のあったとき

２．表彰の基準などについては、中央執行委員会で別に定める。

第４８条（制 裁）

組合員が、第13条に違反する行為をしたときは、中央委員会の議決による統制違反として制裁する。

第１２章 書記局

第４９条（書記局の設置、所管）

ＮＣＣＵは、その業務を処理するため、本部、総支部または必要に応じ分会に書記局を設置する。

２．書記局は、会長の統括下に事務局長が運営の責任を負う。

３．本部書記局は、事務局長自ら掌理し、総支部は総支部長、分会は分会長が事務局長の命を受けて掌理する。

第５０条（職員の人事）

職員の人事は、中央執行委員会の定める規程にしたがい会長が行う。

２．職員（加盟法人から出向等となった組合員をふくむ。）は、中央執行委員会の定める基準にしたがい本部、総支部または分会に配置される。

第１３章 会 計

第５１条（収入）

ＮＣＣＵの費用は、組合費、賦課金および寄付金の収入により賄う。

第５２条（組合費）

ＮＣＣＵの組合費は、大会で決定する。

２．組合費は、次のとおり定め、毎月、徴収する。

⑴ 基準となる徴収率

月収(基準内賃金)の１．５％とする。

⑵ 組合費の最高額と最低額

組合費の最高額は、月額２，７００円、最低額は、月額５００円とする。

⑶ 個人加入の組合費

月額１，８００円とする。

第５３条（組合費、賦課金の払戻し）

組合員が納めた組合費、賦課金は、原則払戻しはしない。

第５４条（予算と決算）

予算は、年度の始めに大会に提出し、その承認を受けなければならない。また、年度の終わりには、すべての財源および使途、主要な寄附者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告を、組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人による、正確であることの証明書を付して大会に提出し、その承認を受けなければならない。

第５５条（賦課金）

特に必要がある時は、大会の決議により賦課金を徴収することができる。

第５６条（会計の種類）

ＮＣＣＵの会計を、一般会計と特別会計に分けて管理・運営する。

２．特別会計は、特定の事業を行うため、必要があるとき中央委員会の議決を経て設置する。

第５７条（予算の決定、補正予算、暫定予算）

歳入、歳出予算は、その明細書を添えて大会に提案し、その議決を経なければならない。ただし、第２項および第３項の規定に定める場合は、この限りでない。

２．予算作成後において予期せざる理由により、これが修正または追加予算を作成する必要が生じたときは、中央委員会の議決を経てこれを行うことができる。

３．当初予算についていまだ大会における議決を得られないときは、暫定予算を作成し、中央委員会の議決を経なければならない。

４．前項の規定にもとづく暫定予算の成立によってこれに包括されるものとする。

第５８条（資産の処分）

ＮＣＣＵの資産の管理および処分については、中央委員会の定める基準により、会長がこれを行う。

ただし、会計規則の定めるところにより、その権限の一部を事務局長に行わせることができる。

第５９条（会計年度）

ＮＣＣＵの会計年度は、毎年８月１日より始まり翌年７月３１日をもって終わる。

第６０条（年度監査）

会計担当役員は、毎会計年度にすべての財源および使途、主要な寄附者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告書を作成して、会計監査を受けなければならない。

２．会計担当役員は、前項の規定の定めるところにもとづき、ＮＣＣＵの会計監査を受け

るとともに、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人の監査をうけ、前項の会計報告書を、同会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年１回組合員に公表しなければならない。

第６１条（監 査）

会計担当役員は、毎月末をもって収支計算し、いつでも会計監査をうけられるように、会計帳簿を整理しておかなければならない。

２．会計担当役員は、少なくとも３カ月に１回、および会計監査の申し出により随時、会計監査をうけなければならない。

第６２条（総支部監査）

総支部長は、会計帳簿を整理し、少なくとも６カ月に１回、および会計監査の申し出により随時、会計監査をうけなければならない。

第６３条(分会監査)

分会長は、会計帳簿を整理し、原則として６カ月に１回、および会計監査の申し出により随時、会計監査をうけなければならない。

第６４条(会計監査の職務、権限)

会計監査は、監査の結果について、大会または中央委員会に出席して、会計監査として職務上の意見を述べることができる。

２．会計監査は、中央執行委員会に出席して、会計監査として職務上の意見を述べることができる。

３．会計監査は、監査の結果不正の点があると認め、中央委員会を招集する必要があると判断したときは、会長に対して中央委員会の招集を請求しなければならない。

ただし、招集を請求することを必要とするかどうかの判定は、会計監査の合意により、過半数以上の賛成によって行う。

４．会計監査は、総支部および分会の会計業務も監査する。

第６５条(会計規定への委譲)

この規約に定めるもののほか、会計処理に関しては、中央委員会の議決により、会計規則で定める。

第１４章 付 則

第６６条（ＮＣＣＵの解散）

ＮＣＣＵは、大会で解散を決議したときは解散する。

２．解散に関する財産処分は、法律の定めるところによる。

第６７条(規約の改廃)

この規約は、大会の議決によらなければ改廃することができない。また、この規約は、大会で発効または改廃の日を指定されたときから効力をもつ。

第６８条(諸規則、諸規程への委譲)

この規約施行について、必要な諸規則、諸規程は、中央委員会または中央執行委員会の議決で定めることができる。

第６９条(諸規則、諸規程の議決)

規則、規程制定の議決機関は、次のとおりとする。

(1)規則の制定は、中央委員会の議決とする。

(2)規程の制定は、中央執行委員会の議決とする。

第７０条（施行期日）

この規約は２０２６年１０月１０日より施行する。

※第５２条（組合費）の改正組合費の実施期日については、２０２７年１月１日引去り分より実施する。

沿 革

＊２０００年 2月27日 制定

２００１年１１月１６日 第3回定期大会にて改正

２００２年１０月１８日 第4回定期大会にて改正

２００４年１０月１５日 第6回定期大会にて改正

２００７年１０月１２日 第9回定期大会にて改正

２０１１年１０月１４日 第１３回定期大会にて改正

２０１３年１０月１８日 第１５回定期大会にて改正

２０１４年１０月１８日 第１６回定期大会にて改正

２０１６年１０月１５日 第１８回定期大会にて改正

２０１７年１０月１４日 第１９回定期大会にて改正

２０２６年１０月１０日 第２８回定期大会にて改正